

# 議第120号 呉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

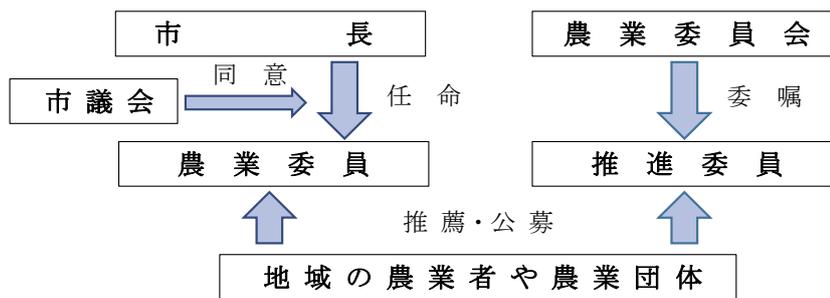
## 1 趣旨

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部改正（平成27年法律第63号による改正）により、農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）の選出方法が、これまでの選挙制・選任制から議会の同意を要件とする市長の任命制に変更され、定数の算出方法も変更されました。

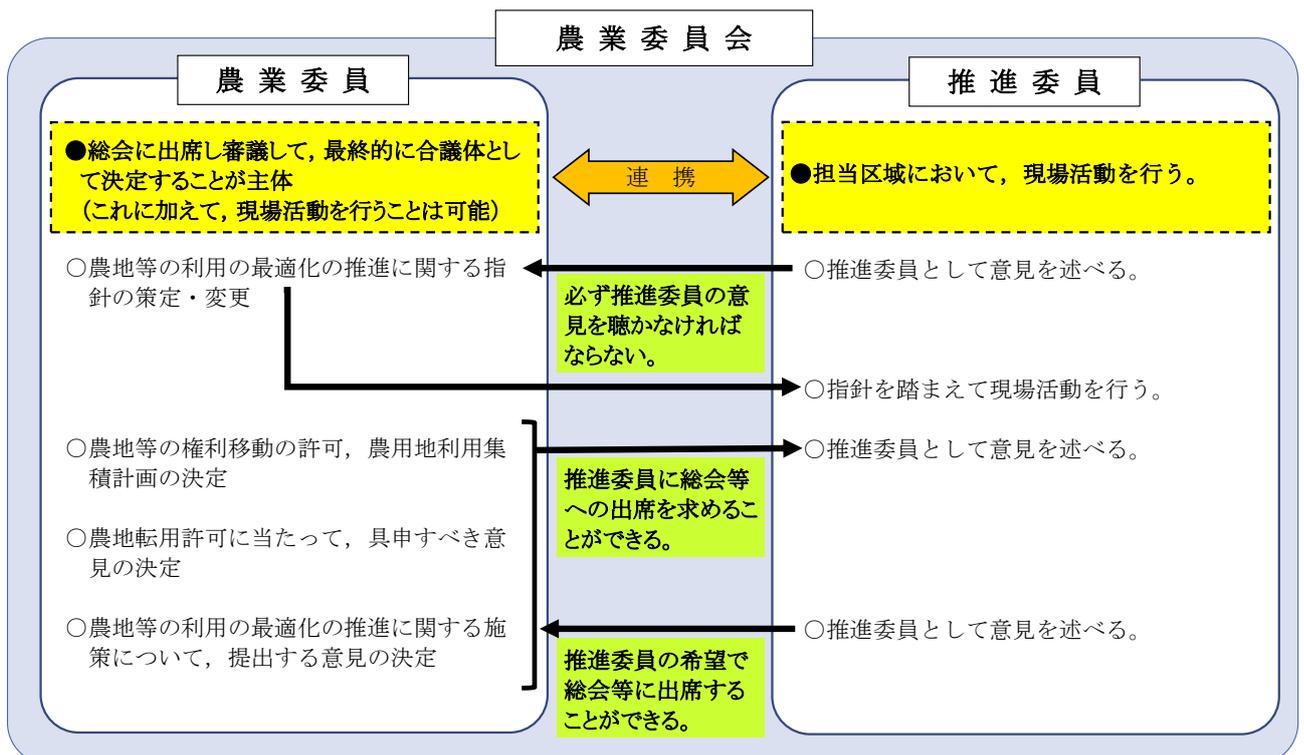
また、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を推進するために、新たに農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）を農業委員会が委嘱することとされました。このため、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号。以下「政令」といいます。）で定める基準に従い、農業委員及び推進委員の定数を条例で定めるものです。

### 【参考】

#### ○農業委員，推進委員の選任のイメージ



#### ○農業委員，推進委員の役割



## 2 農業委員の定数

呉市の農地台帳による平成28年6月末における，農業者の数は6,040，農地面積は1,955ヘクタールであることから，農業委員の定数は現在の38人から政令第5条の基準により19人となります。任命に当たっては，地域若しくは団体又は利害を有しない者からの推薦，公募（以下「推薦・公募」といいます。）により候補者を選考することを予定しています。

### 【政令第5条の基準】

区 分		改正後の 農業委員 の上限
(1) 次のいずれかの農業委員会 ア 農業者の数が，1,100以下の農業委員会 イ 農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	14人
	推進委員を委嘱しない農業委員会※	27人
(2) (1)及び(3)以外の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	<u>19人</u>
	推進委員を委嘱しない農業委員会※	37人
(3) 農業者の数が6,000を超え，かつ，農地面積が5,000ヘクタールを超える農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	24人
	推進委員を委嘱しない農業委員会※	47人

※ 遊休農地率1%以下で，担い手への農地集積率70%以上の市町村は推進委員を委嘱しないことができる（呉市は該当しない。）。

## 3 推進委員の定数

推進委員の定数の基準は，政令第8条により農地面積のヘクタール数を100で除した数（1未満の端数が生じたときは1に切り上げます。）以下とされており，呉市においては，定数は20人となります。推進委員は，推薦・公募により候補者を選出し，農業委員会が委嘱します。

## 4 農業委員及び推進委員の報酬の額（呉市報酬及び費用弁償条例の一部改正（付則第2項関係））

農業委員の報酬を月額41,000円（現行どおりの額），推進委員の報酬を月額38,000円とします。

## 5 施行期日

平成29年8月1日。ただし，農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた呉市農業委員会の選挙による委員が全てなくなったとき

は、そのなくなった日の翌日から施行します。

## 6 新旧対照表

### 呉市報酬及び費用弁償条例の一部改正（付則第2項関係）

現行	改正案
第2条 次の各号に掲げる者には、それぞれ当該各号に定める額を報酬として支給する。	第2条 次の各号に掲げる者には、それぞれ当該各号に定める額を報酬として支給する。
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
(9) 農業委員会会長 月額 48,000円	(9) 農業委員会会長 月額 48,000円
(10) 農業委員会委員 月額 41,000円	(10) 農業委員会委員 月額 41,000円
	(11) 農地利用最適化推進委員 月額 38,000円
(11) 固定資産評価審査委員会委員 日額 11,100円	(12) 固定資産評価審査委員会委員 日額 11,100円
(12)及び(13) 削除	(13) 削除
(14)～(28) (略)	(14)～(28) (略)